

H29.8.28

平成 29 年度 第 1 回市民参加推進会議

市民参加推進会議委員の職務について

1. 市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しています。



2. 委員構成等

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があるため、下記の通り委員を構成しています。

■識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待しています。

■市内において市民活動を行う団体に属する者：3名以内

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待しています。

■市民：5名以内

一般市民の視点からの意見を期待しています。

3. 委員の任期

1 期 3 年 1 回に限り再任が可能。

-
- ・同じ人が委員として委嘱されるより、多くの市民に参加していただくため。
 - ・継続的な調査審議が必要な場合もあるため。

4. 職務

■ 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

条例の趣旨に基づき第 7 条で規定する適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の手法は条例で規定する適切な手順により実施していたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたかについて評価します。

① 市民参加の実施状況に対する総合的評価

市民参加条例の対象事業となる行政活動が全ての評価の対象（第 6 条第 1 項）

第 6 条第 1 項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価

市民参加条例を行わなかった対象事業については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかを評価

総合的評価について

- ・総合的評価とは、市民参加が行われているかどうかについての評価です。
- ・総合的評価では事業のあり方については評価しません。

② 市民参加の方法の研究及び改善

評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を市長が諮問した場合

③ この条例の見直しに関する事項

諮問した事項等を市民参加推進会議が調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合

④ 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

市が市民参加手続を行った上での問題や課題など

■ その他市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来ます。

市長の諮問事項以外に、調査審議する中で気付いた点などの市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べる事ができる。

5. 平成 28 年度に市が実施した市民参加の実施状況に対する総合的評価（諮問内容）

■総合的評価に関すること（市民参加条例第 25 条第 2 項第 1 号）

終了評価（平成 28 年度までに事業が終わったもの） 7 事業

中間評価（平成 29 年度以降も事業が継続するもの） 5 事業

	事業名	担当課	開始時期	完了時期
1	白井市シティプロモーション基本方針策定事業	企画政策課	平成 27 年度	平成 28 年度
2	白井市公共施設等総合管理計画策定事業	行政経営改革課	平成 27 年度	平成 28 年度
3	白井市行政経営指針策定事業	行政経営改革課	平成 27 年度	平成 28 年度
4	白井市地域福祉計画策定事業	社会福祉課	平成 27 年度	平成 28 年度
5	第 1 期データヘルス計画策定事業	保険年金課	平成 28 年度	平成 28 年度
6	白井市耐震改修促進計画策定事業	建築宅地課	平成 28 年度	平成 28 年度
7	白井市教育大綱策定事業	教育総務課	平成 27 年度	平成 28 年度
8	市役所庁舎整備事業	管財契約課	平成 25 年度	平成 29 年度
9	西白井地区コミュニティ施設建設事業	市民活動支援課	平成 26 年度	平成 31 年度
10	第 5 期障害福祉計画策定事業	社会福祉課	平成 28 年度	平成 29 年度
11	白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業	子育て支援課	平成 27 年度	平成 31 年度
12	第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	高齢者福祉課	平成 28 年度	平成 29 年度